

## 【報告】 タクシー利用補助の実施について

### 1 概要

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、高齢者の移動手段を確保と、公共交通の利用促進を目的として、市内在住の65歳以上の人にタクシーカードを配布し、タクシー利用時にカードを提示することで、タクシー利用料金の半額※を市が補助する。

※利用者が支払う額は、初乗運賃、加算運賃、迎車回送料金、時間指定予約料金など(深夜早朝割増を除く)の総額の半額(10円未満切上げ)。

### 2 実施期間

- ・令和8年6月1日(月)～令和9年2月28日(日)
- ・毎日(土日祝を含む) 午前8時～午後8時(午後8時までに乗車)

### 3 対象者

- ・令和8年4月1日時点で犬山市に住所を有する65歳以上の方

### 4 利用可能区域

- ・乗車と降車する場所が犬山市内であること。

### 5 支払方法

- ・現金のみ
- ・アプリでのタクシー予約の際は、「現金払い」を選択する。クレジットカードやQRコード決済等のキャッシュレス決済は不可。

### 6 タクシーカードの配付方法

- ・5月下旬までに対象者へ郵送。

タクシーカード(案)



### 7 利用方法

予約の有無は問わない。タクシーに乗車する時に、タクシーカードを提示し、目的地を運転手に伝える。目的地に到着したらタクシー利用料金の半額を支払う。

### 8 他の制度との併用

- ・市が実施する高齢者・障害者タクシー料金助成事業(基本料金・利用料金)との併用は不可。
- ・タクシー事業者が実施する各種割引との併用は可能。